

ふるさと定住支援住宅取得費補助金

いすみ市は、移住及び定住の促進を図るため、市内に定住する意思をもって住宅を取得した若者世帯及び子育て世帯に補助金を交付します。

新築住宅

30万円～**最大50万円**(子育て・転入者)



種別	対象者	補助金の額
A	若者世帯	30万円
B	子育て世帯	40万円
C	若者世帯(転入者)	40万円
D	子育て世帯(転入者)	50万円

【お知らせ】

「フラット35」
地域連携型の利用をご希望の方は、融資のご契約前に当市へ御相談ください。

(主な要件)

- 居住用面積が50㎡以上で建築後1年以内の未使用の住宅(併用住宅を含む)
- 建築確認済証及び建築完了検査済証の交付を受けている住宅(例外措置あり)
- 工事請負契約日又は売買契約日が令和6年4月1日以後の新築住宅(種別A・B)

(転入者の要件)

- 令和6年4月1日以後に本市に転入した方又は転入を予定している方で転入日前3年間本市に住民登録されたことがない方
- ※工事請負契約日又は売買契約日が転入日から前後2年以内の新築住宅(種別C・D)

中古住宅

10万円～**最大30万円**

対象者	補助金の額
若者世帯又は子育て世帯	建物購入価格(税抜き)の1/10(上限30万円)

(主な要件)

- ◇建物登記がされており、居住用面積が50㎡以上で建設後1年を経過している住宅
- ◇新耐震基準(昭和56年6月1日以降の建築確認において適用される基準)に適合した住宅
- ◇3親等内の親族以外の者から購入した住宅
- ◇購入価格(土地代含む)が500万円以上(税込み)、かつ、建物価格が100万円以上(税抜き)
- ◇売買契約日が令和6年4月1日以後の住宅(転入者の場合は、転入日前2年以内)

<共通要件>

- ・若者世帯 工事請負契約日又は売買契約日時点において申請者又はその配偶者が満39歳以下の世帯
- ・子育て世帯 工事請負契約日又は売買契約日時点において満18歳以下の子を持つ世帯
- ・定住 3年以上居住する意思を持ち、対象住宅の所在地に住民基本台帳に基づく住所を定め、かつ、生活実態があること

手続き

- ◆新築住宅 ①建築確認日から**3か月以内**に「補助金対象住宅認定申請書」を提出
②住民票を異動し、所有権の保存登記完了後「交付申請書兼請求書」を提出
- ◆中古住宅 住民票を異動し、所有権の移転登記完了後「交付申請書兼請求書」を提出

詳細はホームページで
ご確認ください。



いすみ市企画政策課 【いすみ市大原7400-1】
企業誘致・移住交流室 TEL 0470-62-1332
(土日祝日除く 8:30~17:15)
E-mail uji@city.isumi.lg.jp